

みなと子育てサポートハウス事業運営事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区みなと子育てサポートハウス事業の運営事業候補者は、子育て支援事業に関する豊富な実績とノウハウを有するとともに、地域における交流拠点として、子ども及び子育て家庭に対する総合的な支援を適切に実施できる運営体制を確保し、意欲的に事業に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区みなと子育てサポートハウス事業運営事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和8年10月16日（金）以降に、提案書を提出した全ての事業者に文書を発送します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用運営提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です（説明10分、質疑20分程度）。

第二次審査におけるプレゼンテーションは、運営提案書をまとめたA3版1枚の説明資料に基づき実施します。説明資料の内容は、運営提案書その他応募書類に記載された内容の範囲内とし、新たな提案を加えることはできません。説明資料の提出方法等の詳細については、第一次審査通過事業者に別途通知します。なお、第二次審査の際は、応募申込書に記載された担当者のほか、施設長予定者も同席してください。参加者は、担当者及び施設長予定者を含め3名までとします。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

ア 実施日時

令和8年10月30日（金）午後3時から午後5時30分まで（予定）

イ 実施場所

港区子ども家庭総合支援センター（港区南青山五丁目7番11号）

ウ 結果通知

令和8年11月2日（月）以降に、第二次審査参加者全員に文書を発送します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び第二次審査の結果については、協定締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
同種・類似施設又は事業の運営実績	・ 本事業の遂行に資する経験や実績を有しているか。
基本理念	・ 利用者にとって安心して利用できる施設となるよう、事業運営においてどのような考え方や視点を大切にしているか。
管理運営	・ 施設長予定者が有する経験や実績、知見が、本施設の運営にどのように活かされることが期待できるか。 ・ 事業運営に当たり、職員の知識・経験・専門性をどのように活かした人員配置を考えているか。 ・ 事業を安定的に運営するため、人材の確保や育成についてどのように取り組もうとしているか。 ・ 利用者の意見や要望に対し、どのような考え方や姿勢で向き合おうとしているか。 ・ 利用料の設定について、どのように考えているか。 ・ DX の推進について、どのように考えているか。
事業内容	・ 施設の目的や機能を踏まえ、施設や設備をどのように活用しようと考えているか。 ・ 親子の居場所づくり、子育て支援関係機関や医療機関等との連携による子育て家庭の孤立防止及び支援を必要とする家庭への支援について、どのように考えているか。 ・ 一時預かりでの児童と保護者への支援に当たり、どのような視点や姿勢を大切にしているか。 ・ 町会・自治会やボランティア等の地域コミュニティとの連携について、どのように考えているか。 ・ 子育て家庭の多様な課題やニーズに対し、どのような考え方を有しているか。 ・ 児童や家庭が安心して利用できる環境づくりについて、どのような考え方を有しているか。 ・ 様々な状況にある子育て家庭への支援について、どのような姿勢を有しているか。 ・ 障害のある児童や支援を必要とする児童への支援をどのように考えているか。 ・ 児童虐待の予防や早期発見・対応について、どのような考え方を有しているか。

安全対策・危機管理	・事故や災害への備えや対応について、適切な体制が確保されているか。 ・利用者が安心して利用できる安全で衛生的な環境が確保されているか。 ・利用者情報を適切に管理するための体制が整えられているか。								
資金・収支計画	令和9年度から令和18年度までの本事業の収支計画を策定し、提示してください。支出と収入の算定には以下の点に留意してください。 (1) 支出の見積 以下の点を明らかにし、支出額を算出してください。 <table border="1"> <tr> <td>人件費</td><td> ・職員等の雇用形態（常勤、非常勤の別）、職種、配置計画等を記入の上で算定してください。 ・福利厚生に関する費用を算定してください。 </td></tr> <tr> <td>運営経費</td><td> ・光熱水費や設備点検保守費等の施設維持管理に係る経費を算定してください。 ・備品購入や消耗品費、役務費等事業運営に係る経費を算定してください。 ・算定根拠及び内訳を記入の上で本部経費を算定してください。 </td></tr> </table> (2) 収入の見積 以下の点に留意し、(1)の支出に見合う収入額を算出してください。 <table border="1"> <tr> <td>利用料</td><td> ・提案した利用料ごとに利用者数を想定し、算定してください。 </td></tr> <tr> <td>区補助金</td><td> ・区の補助として必要とする額を事業毎に算定し、充当する支出費目についても明示してください。 </td></tr> </table>	人件費	・職員等の雇用形態（常勤、非常勤の別）、職種、配置計画等を記入の上で算定してください。 ・福利厚生に関する費用を算定してください。	運営経費	・光熱水費や設備点検保守費等の施設維持管理に係る経費を算定してください。 ・備品購入や消耗品費、役務費等事業運営に係る経費を算定してください。 ・算定根拠及び内訳を記入の上で本部経費を算定してください。	利用料	・提案した利用料ごとに利用者数を想定し、算定してください。	区補助金	・区の補助として必要とする額を事業毎に算定し、充当する支出費目についても明示してください。
人件費	・職員等の雇用形態（常勤、非常勤の別）、職種、配置計画等を記入の上で算定してください。 ・福利厚生に関する費用を算定してください。								
運営経費	・光熱水費や設備点検保守費等の施設維持管理に係る経費を算定してください。 ・備品購入や消耗品費、役務費等事業運営に係る経費を算定してください。 ・算定根拠及び内訳を記入の上で本部経費を算定してください。								
利用料	・提案した利用料ごとに利用者数を想定し、算定してください。								
区補助金	・区の補助として必要とする額を事業毎に算定し、充当する支出費目についても明示してください。								

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
安全対策・危機管理	・利用者が安全に安心して施設を利用することができる仕組みとなっているか。 ・危機管理体制が適切であり機能する仕組みになっているか。

事業趣旨の理解	・区がみなと子育てサポートハウス事業を実施する目的及び事業内容に対する理解並びに事業者としての取組姿勢
提案の実現性	・提案内容は本事業の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。 ・本事業に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした事業の遂行が期待できるか。
みなと子育てサポートハウスの施設長予定者の考え方や能力等	・施設長予定者としての考え方や能力、経験は、利用者対応や管理運営等、施設を統括する者としてふさわしいか。 ・本事業を実施するに当たっての本部の支援体制は十分に取られているか。
提案に対する意欲	・本事業の将来性、創造性、発展性がうかがえる提案がされているか。 ・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる回答がなされたか。 ・事業実施への積極的な意欲が見られ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点(最低ライン)として設定しています。

※第一次審査と第二次審査の配点比率は、およそ2:1です。

4 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、又はやむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置(事務局採点項目の配点5%加点)の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

(1) 共同事業体構成書

(2) 共同事業体協定書兼委任状

(3) 委任状(代理人が契約権限を有する場合のみ)

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消し、指名停止(登録事業者のみ)等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登録簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能）
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日 港総契第 2801 号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者（登録簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者又は区内に契約権限を有する代理人を設置し、かつ、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日 港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む。）

（2）ワーク・ライフ・バランス推進の評価

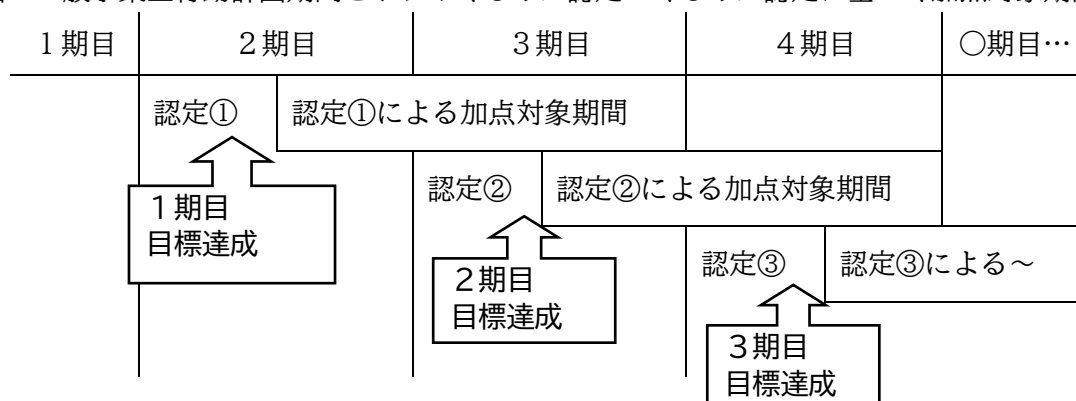
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。なお、小数点以下は切上げとします。評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）。	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証に限る。)又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考第一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 募集方法及び審査方法

(1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。

(2) 令和8年8月5日(水)に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。

(3) 令和8年9月9日(水)午後5時を応募申込書・運営提案書等の提出期限とします。締切後、応募申込事業者から提出された運営提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

(4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一次審査では、提出された運営提案書等に基づき、上記3(1)に記載する評価項目等について評価をします。

なお、応募申込事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本事業目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

6 審査結果の公表等

(1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。

(2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。

(3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との協定締結後、令和8年11月2日(月)以降に、港区公式ホームページで公表します。なお、事業者名は選考された事業候補者のみを公表します。